

令和2年第49回 グループホームまみや地域運営推進会議 議事録

会議日時	令和2年 9月 24 日 金曜日		時間 13:30 ~ 14:30					
場所	グループホームまみやリビング							
議題	1、グループホームまみయాの現状報告 2、ヒヤリハット、事故報告 3、身体拘束と廃止について 4、その他							
出席者	ご家族 1名 地域住民代表 2名 市町村職員 1名 町議会議員 1名 間宮区副区長 1名 民生委員 1名 職員 5名							
ご利用者の状況	1 ユニット						合計	
	男性	2名	平均年齢		89,5歳		男性 2名	
	女性	7名	平均年齢		88,6歳		女性 7名	
							年齢 88,8歳	
	介護区分の分布	要支援2 0名	要介護1 4名	要介護2 2名	要介護3 1名	要介護4 2名	要介護5 0名	平均介護度 2,1
9月に入居者様1名有。現在は満室です。								
<p>【ヒヤリハット、事故報告書】 ヒヤリハット14件 事故報告4件 情報提供票により報告する。</p> <p>事故報告による質疑応答</p> <p>職員 8月30日の事故報告は函南町に報告してあります。</p> <p>町会議員 最後の案件だけ福祉課に連絡したのはなぜですか。</p> <p>職員 8月30日は主治医に相談し、見ていただき指示を仰いでいる。行政の指針で報告対象となる事例となっているので報告しました。又事業所内における治療の場合、擦過傷等の比較的軽易な怪我は除きますが、対応に問題があった場合等は所属長の判断で報告する事になっています。</p>								
<p>【身体拘束と廃止について】 別紙資料にて説明する。</p> <p>職員 平成30年度4月より身体拘束等のさらなる適正化を図る観点から、グループホームは身体拘束廃止未実施減算10%/減算(新設)となった。</p> <p>平成12年介護保険制度スタート(身体拘束廃止の翌年)入居の方法が措置制度から契約へ変わる。</p> <p>グループホーム2箇所と他の部署を交え身体拘束の廃止に向けた委員会を3ヶ月に1回開いている。会議の中で研修テーマとしてスピーチロックに関しての議題も挙げ様々な職員の意見もがっています。</p> <p>町会議員 障害者施設の虐待の報道があったが、施設の職員の負担を減らし手、ストレスを減らす為にも議員にも相談してほしいし、防災に関してもしっかり訓練してほしい。</p> <p>町内会 切迫性と、非代替性は矛盾しているのではないかな。切迫している時にゆっくりと考えてはられないのでは。</p> <p>職員 研修で事例検討をしているので、だいたい事は対応しているが、一人一人違うので、絶えず話し合いを行い検討している。</p>								

町内会 車椅子は大丈夫なのですか。

職員 リクライニングやスイング式の車椅子は拘束になる事が有ります。背中を倒すと立ち上がれなくなる人がいるからです。

家族 車のシートベルトだって縛っているでしょ。安全の為にやっているのだから同じじゃないですか。

職員 シートベルトは自分で脱着しますが、自分で解けなくしているから拘束になるのです。例えば「此处で待っていて」と友達に言っても拘束になりません。待とうが待つまいが、友達の自由だからです。ですけど、職員が利用者に言うと、自分で動けない利用者は待つしかありません。自分で決める事を出来なくしているから拘束になってしまいます。

町内会 身体拘束に該当する項目は色々出たがそれに対する対策を教えて欲しい。

職員 例えばこの席も利用者が座ると拘束になります。机と柱で狭まれているからです。ご家族に相談、説明し、同意書に署名をいただきました。職員の話し合いの元、2か月後にテーブルを柱と、本人と、机の間隔を広くし、横から出る事を可能にして拘束を解除しました。

家族 何処までが拘束なのですか。

職員 目的によっても拘束になったり、とらえ方によってはグレーゾーンととらえる事もあります。

【その他】

職員 自員不足の解決は出来ない物でしょうか。介護業界全体的に職員の高齢化が非常に頻拍している。65歳以上の職員が多い。

家族 自員不足は裕福ではないが自由に出来る時代で若い人が集まらない。どの業界でも金の卵はない。

次回予定

令和2年 11月27日(金) 時間13:30～

身体拘束廃止について

【身体拘束廃止を規定厚生省令】

身体拘束禁止が社会的に制度化された。

人らしく尊厳ある生活に社会全体の目が注がれる 第一歩となる。

【介護保険の指定基準】

サービスの提供にあたっては、当該入所者または他の利用者生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。

【平成 12 年介護保険制度スタート】（身体拘束禁止の翌年）

* 入所の方法が変わる

* 措置制度から契約へ

【身体拘束 0 作戦の時代へ】

老後生活の最大の不安である介護を社会全体で支え、高齢者の自立を支援することを目的とした介護保険制度がスタートしました。

それに伴い介護保険施設では身体拘束が禁止され、介護の現場では「身体拘束ゼロ作戦」として身体拘束のないケアの実現に向け、様々な取り組みが進められています。

【身体拘束 0 作戦の時代へ】

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく QOL（クオリティ・オブ・ライフとは、一般に、ひとりひとりの人生の内容の質や社会的にみた『生活の質』のことを指し、ある人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということをも尺度としてとらえる概念）

身体拘束によって、高齢者の身体機能を低下し、寝たきりに繋がる恐れがある。更に、人間としての尊厳も侵され、時には死期を早めるケースも生じかねません。

【身体拘束に対する考え方】

* 「安全確保」という名目で、自分自身を納得させる事で、身体拘束の抵抗を次第に低下させているのではないか。

*身体拘束に代わる方法を十分に検討することなく、「やむを得ない」と安易に身体拘束を行なっているケースが多いのではないか。

*身体拘束を行なう理由として、家族の同意により許されるという意見もある。同意も家族にとってやむを得ない選択だったと思う。縛られる親や大切な人の姿を見て、混乱したり、後悔している姿を私達は真剣に受け止めなければならない。

【3つの身体拘束 スリーロック】

①スピーチロック

言葉で相手の心身の動きを抑制する

→徘徊や収集癖等の、周辺症状を抑制する

*「～しちゃダメ！」

*「立ち上がらないで！」

● 叱責の言葉

*「どうしてそんな事するの！」

● 言葉を荒げて言う

*「早くして！」

● 上から目線でものを言う

*「まだ終わらないの！」

● 乱暴な言葉使い

*「何回言ったら解るの？」

*「ちょっと待っててね！」

◎利用者の行動を抑制し、制限する職員の言葉かけ

②ドラッグロック

薬物の過剰投与、不適切な投与で行動を抑制

→夜間大声を出す、徘徊してしまう、昼夜逆転している等

③フィジカルロック

物理的な拘束をして身体の動きを制限する

→座っている様子を動けない様に壁に押し付ける

【人間としての尊厳を奪ってしまう】

①主体性の喪失

- 自分でしたい事が自分で出来ない

②自律性の喪失

- 自分の考えで選んで行動出来ない

【身体拘束の禁止の対象となる具体的行為】

- ①徘徊しない様に、体幹や四肢を紐で縛る
- ②転落しない様に、体幹や四肢を紐で縛る
- ③自分で降りられない様に、ベッド柵で囲む
- ④点滴チューブ抜去予防に、四肢を紐で縛る
- ⑤点滴抜去予防、皮膚保護のミトン型手袋
- ⑥車椅子の Y 字型、T 次型ベルト（車椅子テーブル）
- ⑦立ち上がりを妨げる様な様子
- ⑧脱衣おむつ外し防止のつなぎ服着用
- ⑨他人への迷惑防止等、ベッドに体幹四肢を縛る
- ⑩行動を落ち着かせる為、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪自分の意思で開けることの出来ない部屋に隔離

【緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合の条件】

*例外 3 要件（3 条件を同時に満たすこと）

1. 切迫性（生命、健康等の危険性）
2. 非代替え性（代替方法を検討、他にない場合）
3. 一時性（限定した時間、期間のみ）

*附帯 3 条件

- 確認手続（3 要件を委員会、チームで検討・記録）
- 説明・理解（本人・家族に目的・理由等具体的に）
- 観察と要件解除（状況の観察、非該当で即解除）

【身体拘束がもたらす身体的弊害】

- ①本人の関節の拘縮、筋力低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的障害をもたらす。
- ②食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下等の内的弊害をもたらす。
- ③車椅子で拘束しているケースでは、無理な立ち上がりによる転倒事故、スライドレールのケースでは乗り越えによる転落事故、更に抑制具による窒息等の大事故を発生させる危険性すらある。

*本来のケアにおいては、追求されるべき「高齢者の機能回復」と言う目標とは正反対の結果を招く恐れがある。

【身体拘束がもたらす社会的弊害】

「身体拘束している」と言う事が、緊急時特別だった対応が標準的で当たり前になってしまう。良いケアを志向する努力雰囲気が出来づらく、職員の士気の低下を招くばかりか、介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こす恐れがある。

【身体拘束がもたらす精神的弊害】

- ①本人に不安や怒り・諦めといった大きな精神的苦痛を与える。
- ②身体拘束によって認知症が更に進行する。
- ③家族にも精神的苦痛を与える。親や配偶者が拘束されている姿を見たとき、後悔や罪悪感にさいなまれる家族は多い。

平成30年4月より身体拘束等のさらなる適正化を図る観点から、グループホームは身体拘束廃止未実施減算10%日/減算（新設）となった。